

都市における眺望景観の保全に関する研究 その1  
都市景観行政におけるヴィスタ景

正会員 ○岡村 祐\*  
同 鳥海基樹\*\*  
同 中島直人\*\*\*  
同 野原 卓\*\*\*

眺望景観 ヴィスタ景 景観行政  
千代田区 山形市 金沢市

1. はじめに

近年、国会議事堂後背地の議員会館の建替問題<sup>1)</sup>、東京丸の内行幸通りの再整備計画、あるいは高層マンションの眺望阻害など、眺望景観に関して世論や専門家の間での議論が活発化している。また、本年通常国会において景観法案が提出され、眺望景観に関しても、法に基き、その景観を保全・創造することが可能になる。

上記の社会的背景を鑑みるに、我が国において如何なる眺望景観が存在し、如何なる方法でそれらを保全すればよいのか、改めて問い直す時期に来ていると思われる。

2. 研究の目的と方法

我々の研究グループ<眺望景観研究会>は、拙稿<sup>2)</sup>に引き続き、眺望景観の中でも、モニュメンタルな人工物・自然物等を焦点とし、並木や建築物群によって視線が誘われる一点透視の構図を有するヴィスタ景に着目する。<sup>3)</sup>

本稿では、第一にヴィスタ景が景観行政の中で眺望景観の構図としてどのように捉えられているのかを明らかにする。第二に、ヴィスタ景が景観行政上如何なる位置づけにあるのかを明らかにし、具体事例を紹介する。

調査範囲は、全国 46 の道府県庁所在都市及び東京 23 区とし、その 69 市区の景観に関する調査、計画、ガイドライン、あるいは条例、要綱等（以下、景観行政資料）における記述からデータを収集する。<sup>4)</sup>

3. 景観行政にみられるヴィスタの構図

景観行政資料において、「(視点場) から (眺望対象) を望む」という形で即地的に眺望景観を取り上げているのは、44 市区にのぼった。その中でリストアップされている眺望景観をみると、視点場としては、公園・庭園、街路、山、橋上、坂上等、眺望対象としては、一般市街地、山・山並み、河川・運河、タワー、近代建築等が取り上げられていることが分かった。

表1 眺望景観の典型的構図

眺望景観の構図	市区数
1 山や丘陵から市街地・海を望む	21
2 街路の先にモニュメンタルな建築物・構造物を望む	8
3 公園・庭園から庭園風景あるいは遠方の市街地・山並みを望む	7
4 城址・天守閣から市街地を望む	7
5 街路の先に山(山並み)・海を見通す	6
6 橋梁から川面を望む	6
7 高層タワーから市街地を望む	5
8 坂上から市街地・海を望む	2

視点場と眺望対象の組み合わせから、表 1 に示すとおり 9 つの典型的な構図が設定でき、それらの構図を取り上げている都市数を集計した。

この中で、前述のヴィスタ景の構図を有するのは、構図 2「街路の先に山(山並み)を望む」と構図 5「街路の先にモニュメンタルな建築物・工作物を望む」である。都市の中の高所から市街地等を俯瞰する構図に比べると少数派ではあるが、ヴィスタ景も眺望景観の一つとして認知されていることが分かる。



図1 ヴィスタの構図を有する眺望景観  
(上:立山へのヴィスタ景(富山市) 下:ひがし茶屋街のヴィスタ景(金沢市))

4. 景観行政上の位置づけ

次に、景観行政資料において取り上げられているヴィスタ景に関して、景観行政上如何なる段階にあるのかを整理した。

表2 抽出されたヴィスタ景とその景観行政上の位置づけ

市区名	眺望景観	景観行政上の位置づけ
山形市	七日町通りから文翔館(旧山形県庁)	山形市中心市街地景観ガイドプラン(H8)において、眺望の確保が謳われている。また、文翔館後背地において都市景観条例に基づく街づくり協定を結び(H12)、建築物等が文翔館の軒高を越えない高さに規制されている。
	行幸通りから東京駅	千代田区美観地区ガイドプラン(H14)において、背景地及び前景となる建築物は、高さや配置、形態等に配慮する旨が記されている。(他多数あり)
東京都千代田区	桜田門・国会前交差点から国会議事堂	
	八重洲通りから東京駅	中央区の風景づくり(H4)において、アイストッパーヴィスタ景として取り上げられている。
東京都中央区	明治座付近から浜町公園	
松江市	北郷町付近から松江城	松江市公共事業景観形成指針(H13)の中の都市デザイン図において、城への見通しがプロットされている。(他多数あり)
松山市	千舟町付近から松山城へのヴィスタ	松山市都市景観ガイドプラン(H6)の中の「中心市街地における松山城の可視領域図」において、取り上げられている。(他多数あり)
熊本市	辛島公園から熊本城へのヴィスタ	市調査による熊本城天守閣への眺望点位置図の中で、取り上げられている。(他多数あり)
金沢市	ひがし茶屋街におけるヴィスタ	金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例に基づいて、「保全眺望点」・「眺望景観保全区域」及び「眺望景観保全基準」が定められている。(H15)
	ひがし茶屋街から卯辰山へのヴィスタ	
宇都宮市	市道6号線から二荒山神社へのヴィスタ	宇都宮市都市景観ガイドライン(H13)の中で、「宇都宮を代表する誇れる都市景観」として保全と活用が謳われている。
山形市	山形駅から雁戸山へのヴィスタ	山形市都市景観計画中心市街地景観ガイドプラン(H8)における眺望に配慮したまちづくりの項目の中で取り上げられている。
	富山市	平和大通りから立山通峰へのヴィスタ
静岡市(旧清水市)	国道1号線から富士山へのヴィスタ	眺望景観形成計画(H12)の中で、取り上げられている。(他富士山及び清水港へのヴィスタ多数あり)
長崎市	梅崎町中付近から長崎港へのヴィスタ	長崎景観資源図(H14)において、街路から海への見通しがプロットされている。(他多数あり)

各市区のヴィスタ景に対する景観行政上の取り組みを概観すると、景観資源としてのリストアップに留まっているものから条例に基づいた実効性のある施策が執られているものまで、様々な段階にあることが分かる。その中で、積極的な景観行政を展開している事例として、山形市、東京都千代田区、金沢市があげられる。

### 5. 眺望景観保全施策の概要

前述の3市区における眺望景観の保全施策について紹介する。

**山形市** 国指定重要文化財である文翔館（旧山形県庁舎、大正5年竣工）に対するヴィスタ景を保全するため、平成12年にその背景地区において市都市景観条例に基づいて街づくり協定を締結した。その協定書において、「文翔館の背景の景観を保全し、シンボル性を高めるために、文翔館の背景地において軒高からとび出さない高さとする」と書かれている。



図2 文翔館周辺まちづくり協定対象区域（協定書添付図面に筆者加筆）

**東京都千代田区** 平成14年に美観地区ガイドプランを作成し、その中で国会議事堂や東京駅へのヴィスタ景の保全、すなわち背景地区の保全、前景となる建築物群の高さ、壁面線、形態等の維持・創造等の重要性が強調されている。また、事前協議の場として景観まちづくり審議会を設けている。



図3 千代田区美観地区ガイドプランにおける国会議事堂へのヴィスタの背景保全区域

**金沢市** 平成15年に金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例を改正し、条例に基づき8つの「保全眺望点」及び「眺望景観保全区域」が指定された。各々見通しの確保及び背景地区の保全が重要課題となっている。また、「眺望景観保全区域」においては、事業者は中高層建築物等の新築等に係わる計画について景観シミュレーション及び事前協議を行わなければならない。

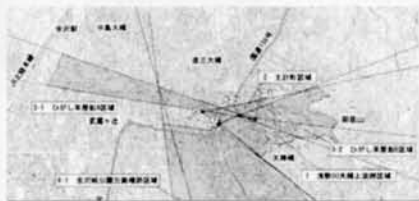


図4 金沢市の保全眺望点及び眺望景観保全区域

3事例の共通点としては、背景地区の保全に重点を置い

ている点があげられる。また、明確な数値基準は定めず定量的な基準に留め、自主管理や事前協議によって誘導を図っている。

表3 事例の比較

市区名	景観形成の基準など	担保する仕組み
山形市 <文翔館へのヴィスタ>	文翔館の背景の景観を保全し、シンボル性を高めるために、文翔館の背景地において軒高からとび出さない高さとする。(抜粋)	地元町内会の自主管理運営組織である「文翔館周辺環境整備連絡協議会」による自主管理
千代田区 <国会議事堂へのヴィスタ>	千代田区美観地区ガイドプランの地区別景観の方針・基準	議事堂の背景地及び前景となる軸線沿いにおける建築物は、高さや配置、形態などに配慮し、議事堂を際立たせるようにする。(抜粋)
金沢市 <くしがし茶屋街におけるヴィスタ>	金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例に基づく眺望景観保全基準	事前協議(景観まちづくり審議会)
		景観自己診断、景観シミュレーション、事前協議

### 6. 結び

本稿で取り上げた3都市におけるヴィスタ景保全の取り組みは、我が国における眺望景観保全の新たな枠組みを提示したといえる。<sup>5)</sup>つまり、これらの制度等の運用実績が我が国の今後のヴィスタ景保全の試金石となるのではないかと。今後の動向に大いに注目していきたい。

<sup>1</sup> 詳細は、次橋島海基樹他：「都市における眺望景観の保全に関する研究その2」：を参照のこと。  
<sup>2</sup> 岡村祐他：「東京都区部におけるヴィスタ景の現状と景観行政上の位置づけ」2003年度日本建築学会学術講演梗概集 F-1 都市計画, pp381-382, 2003. 09  
<sup>3</sup> 我が国における近世及び近代における都市設計手法としてのヴィスタ景に関する論考は多数あるが、現代都市空間におけるヴィスタ景の保全という視点での研究では見当たらない。  
<sup>4</sup> 本調査は、以下の資料を参考にした。札幌市都市景観形成基本計画(H9)、札幌市大規模建築物等景観形成指針ガイドライン(H10)、青森市景観形成ガイドライン(H12)、盛岡市都市景観形成ガイドライン(H7)、盛岡市都市景観形成建築等指導要綱(H6)、仙台市景観基本計画、仙台市大規模建築物等のガイドライン、山形市都市景観計画都市景観ガイドプラン(H6)、山形市都市景観計画中心市街地景観ガイドプラン(H8)、文翔館西大通りまちづくり協定(H15)、文翔館周辺まちづくり協定(H12)、福島市景観形成基本計画(H13)、福島市景観条例に基づく大規模行為景観形成基準(H13)、水戸市都市景観基本計画(H3)、うつのみや百景(H15)、宇都宮市都市景観ガイドライン(H13)、前橋市都市景観形成基本計画(H8)、千代田区美観地区ガイドプラン(H14)、中央区の風景づくり(H4)、港区街並み景観づくり差表集、横浜市山手景観風致保全要綱(S47)、新潟市都市景観ガイドマップ、新潟市都市景観形成基本計画(H5)、富山市の主な景観資源、金沢市眺望景観の保全(H15)、長野市都市景観形成基本計画(S63)、岐阜市都市景観形成基本計画(H10)、旧清水市眺望景観形成計画(旧清水市)(H12)、旧清水市都市景観条例(H8)、静岡市都市景観条例(H15)、名古屋市都市景観基本計画(S62)、津市都市景観形成指針、大津市主要な視点場(眺望点)(案)(H14)、神戸市都市景観形成基本計画(S57)奈良市都市景観形成基本計画(H7)、和歌山市輝のくに景観づくりガイドライン(H13)、鳥取市公園化・景観形成基本計画(H7)、松江市景観形成基本計画、松江市公共事業景観形成指針(H13)、広島市の魅力ある風景づくり基本計画(案)、広島市の魅力ある風景づくりに関する基本的な方針、山口市都市景観形成基本計画、徳島市都市計画の基本方針(都市計画マスタープラン)(H11)、高松市都市景観基本計画(H7)、松山市都市景観ガイドプラン(H6)、松山市都市景観形成基本計画、松江市公共事業景観形成基本計画(H9)、佐賀市内都市景観形成地区ガイドライン、長崎景観資源図(H14)、熊本市都市景観条例(大規模建築物等の届け出制、地域特別指針)、熊本城天守閣への眺望点位置図、宮崎市都市景観基本計画、鹿児島市都市景観ガイドプラン2002、鹿児島市都市計画基礎調査、那覇市都市景観条例(都市景観形成地域)、那覇の景観資源(H15)  
<sup>5</sup> 我が国において保全の対象となってきた眺望景観は、横浜市山手地区のような高台からの港への眺めや、盛岡市のような周囲の山への見通しなどである。

\*東京大学大学院博士課程 工修  
 \*\*東京都立大学大学院専任講師 博士  
 \*\*\*東京大学大学院助手 工修

\*Graduate School, The Univ. of Tokyo, M.Eng.  
 \*\* Assistant Prof., Tokyo Metropolitan Univ. .ph.D  
 \*\*\*Research Associate, The Univ. of Tokyo, M.Eng.